2025年10月15日

お客様各位

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

「アジアの財産３分法ファンド」　繰上償還（予定）のご案内

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
　平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

　このたび弊社では、「アジアの財産３分法ファンド」（以下、当ファンドといいます。）において、信託約款に定める「運用の基本方針」に則った運用の継続が困難な状況であると判断し、当ファンドの信託約款の規定に基づいて繰上償還を行なうべく異議申立の手続きを実施いたしますので、当ファンドへのご投資にあたりましては、十分お含み置きのうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．繰上償還（予定）の対象ファンド

アジアの財産３分法ファンド

２．繰上償還（予定）に関する日程

◎異議申立手続きの対象受益者の確定日	：2025年10月16日（木）
◎対象受益者からの異議申立受付期限	：2025年11月18日（火）
◎異議申立者による買取請求開始	：2025年11月28日（金）
◎異議申立者による買取請求終了	：2025年12月17日（水）
◎信託終了日（予定）	：2026年１月27日（火）
◎償還金支払開始日（予定）	：2026年１月28日（水）

※繰上償還が確定した場合、当ファンドの購入申込は、2025年11月28日以降、受け付けないこととといたします。また、換金申込は、引き続き、2026年１月23日まで受付することを原則とします。

３．繰上償還（予定）の内容

　当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の１つである「アジア・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド クラスＡ」は、純資産の減少とコスト率の上昇により運用困難な状況であるため、今後、償還される可能性が高まっております。
　これを受けて、弊社では、株式運用部分に関し他の投資対象ファンドに入れ替えることも含めて、今後の対応を検討いたしましたが、当ファンドにおける昨今の純資産総額の低迷等を勘案すると、適切な投資対象ファンドを選定することが難しい状況となっております。
　こうした状況を勘案して、弊社では、当ファンドの信託約款に定める「運用の基本方針」に則った運用の継続が困難な状況であると考え、当ファンドを繰上償還することが受益者にとって有利であると判断いたしました。

４．異議申立の判定

　当ファンドについて、期間中（2025年10月16日から2025年11月18日まで）にご異議を申し出られた受益者が保有する2025年10月16日現在の受益権口数の合計が、2025年10月16日現在における受益権総口数の２分の１を超えないときは、2025年11月27日に繰上償還の届出を行ない、2026年１月27日をもって繰上償還させていただきます。

以上

※2025 年 9 月 1 日付で、日興アセットマネジメント株式会社から「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

nikko am
Nikko Asset Management

投資信託説明書
（交付目論見書）
2025.6.14

アジアの財産3分法ファンド

追加型投信／海外／資産複合

●本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]
日興アセットマネジメント株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第368号
ホームページ アドレス www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号 0120-25-1404（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
野村信託銀行株式会社

設定・運用は
日興アセットマネジメント

2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更します。
社名変更後URL：www.amova-am.com

amova
アモーヴァ・アセットマネジメント

●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。

●この目論見書により行なう「アジアの財産3分法ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月13日に関東財務局長に提出しており、2025年6月14日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
追加型・単位型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	資産複合（その他資産（投資信託証券（株式、債券、不動産投信））資産配分固定型	年12回（毎月）	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	29兆2,649億円 （2025年3月末現在）

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、アジアの国や地域の株式、不動産、債券に分散投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1 経済発展が期待される アジアの国や地域に投資を行ないます。

●今後、相対的に高水準の経済成長が期待できる、原則として日本を除くアジアの国や地域の資産へ投資を行ないます。
●アジア地域に幅広く分散投資を行なうことで、限られた国や地域に特化する場合に比べ、より安定した投資成果をめざします。

2 株式、不動産、債券に分散して投資を行ない「財産3分法」を実現します。

●株式25%、不動産25%、債券50%を基本組入比率として各投資信託証券へ分散投資を行なうことで、中長期的な信託財産の成長をめざします。

3 毎月、安定的な分配を行なうことをめざします。

●インカム収益などを原資として、毎決算時（毎月14日（休業日の場合は翌営業日））に安定した分配を行なうことをめざします。
●毎年、1月および7月の決算時には、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額に加えて、値上がり益を積極的に分配する場合があります。
※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

＊市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

1 経済発展が期待される アジアの国や地域に投資を行ないます。

■今後、相対的に高い経済成長が期待されるアジアの国や地域(日本を除く)の各資産へ投資を行ないます。
■新興国を含めた様々な経済発展レベルの国々で構成されているアジア地域への投資は、収益機会を幅広く捉えるという意味でも有効と考えられます。
■アジア地域内の特定の国や地域に集中して投資を行なう場合に比べ、より安定した投資成果をめざします。

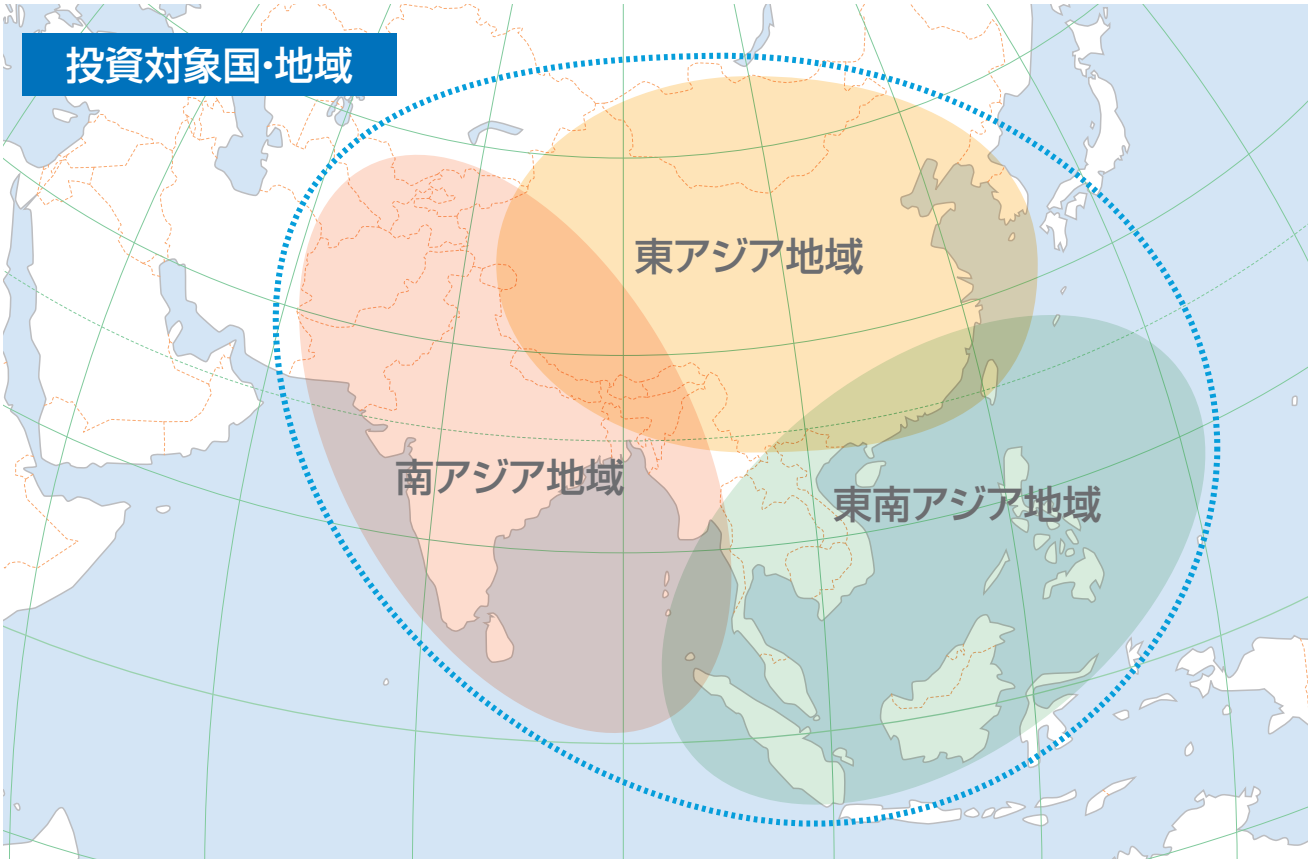

主要投資対象国・地域

東アジア地域
中国、韓国、香港、台湾　など

東南アジア地域
シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、ベトナム　など

南アジア地域
インド、パキスタン　など

●当ファンドは原則として日本の資産には投資を行ないません。

流動性や分散効果を考慮して、アジア周辺国の資産に投資する場合があります。

2 株式、不動産、債券に分散して投資を行ないます。

●当ファンドでは、経済発展が著しいアジアの国や地域（日本を除く）の株式、不動産、債券の3つの異なる資産へ投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。

●流動性や分散効果などを考慮し、株式、不動産、債券の基本組入比率は25%:25%:50%とします。

●株式部分は、アジア株式に投資を行なう投資信託証券を通じて投資します。

●不動産部分は、アジアREIT（不動産投信）に投資を行なう投資信託証券を通じて投資します。

●債券部分は、現地通貨建債券および他国通貨建債券（主として米ドル建）に投資を行なう投資信託証券を通じて投資します。

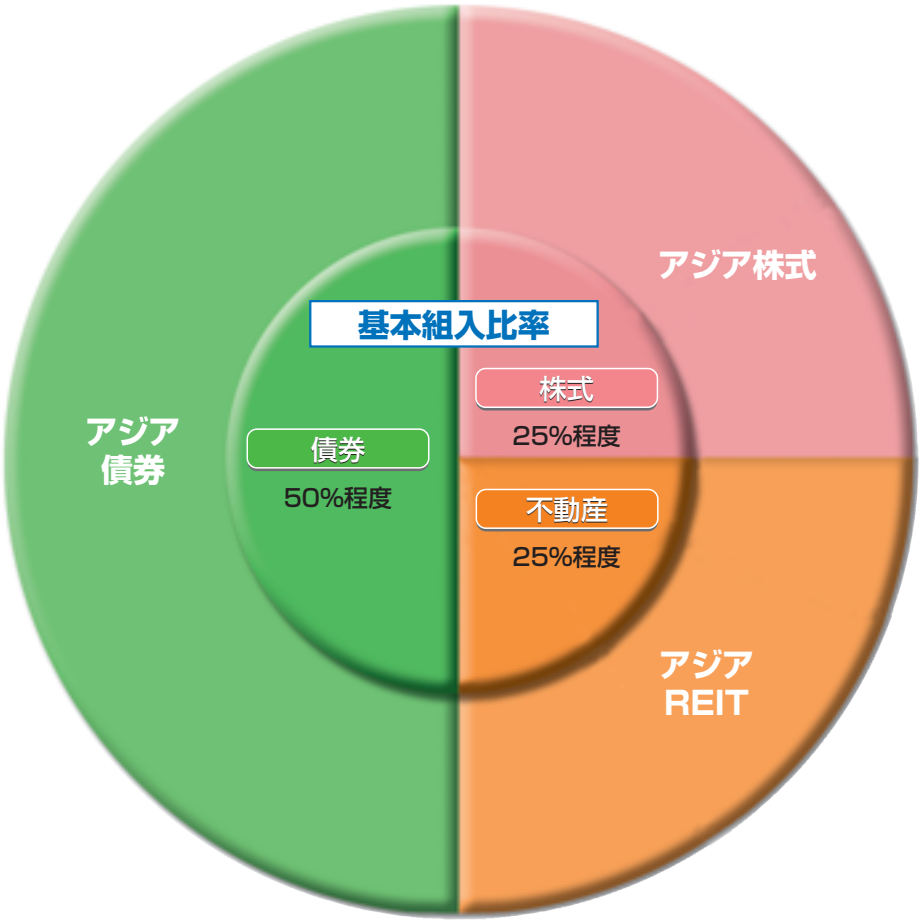

●上記基本組入比率は2025年3月末現在の目標値です。
実際の投資割合は純資産残高や市況環境などによって上記のとおりとならない場合があります。

株式部分

- 相対的に高水準の経済成長が続くと期待されることから、アジアの株式市場では株式時価総額の拡大が見込まれます。
- 当ファンドでは、アジア株式の運用に特化したチームが運用を担当します。
- 「アジア・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド クラスA」の運用は、日興アセットマネジメント アジア リミテッド*が、実質的に行ないます。

＊ 2025年9月1日、日興アセットマネジメント アジア リミテッドは「アモーヴァ・アセットマネジメント・アジアリミテッド」に社名変更します。

不動産（REIT）部分

- アジアのREIT市場は、2001年以降に創設された比較的新しい市場ですが、世界に目を転じれば、米国や豪州のREIT市場は長い歴史を有しています。
- 世界のREIT市場が拡大を続けているなか、アジアでも、日本やシンガポール、香港に続き、マレーシア、台湾、韓国などでREIT市場が創設されており、投資機会の拡大が期待できます。
- 「アジアンリートマザーファンド」の運用は、日興アセットマネジメント アジア リミテッドに投資を一任します。

債券部分

- 経済成長を背景にアジアの債券市場は拡大しています。特に近年では、アジア危機などの教訓から、各国とも現地通貨建債券市場の育成に力を入れていることなども、市場拡大につながる要因となっています。
- 当ファンドでは、アジア各国の現地通貨建債券および他国通貨建債券（主として米ドル建）に投資を行ないます。
- 「アジアンボンドマザーファンド」の運用は、日興アセットマネジメント アジア リミテッドに投資を一任します。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

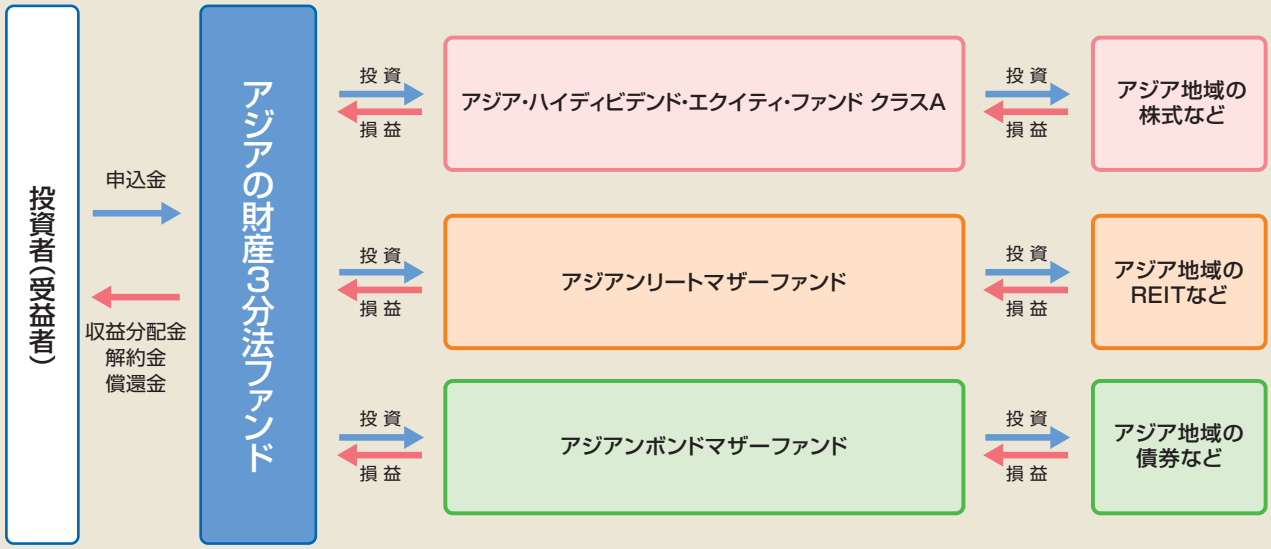

■主な投資制限

- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。ただし、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額のほか、委託会社が決定する金額を付加して分配を行なう場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

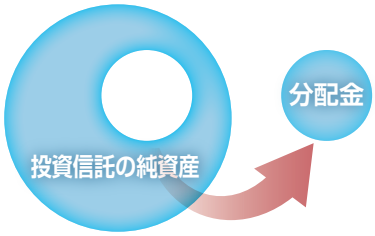

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

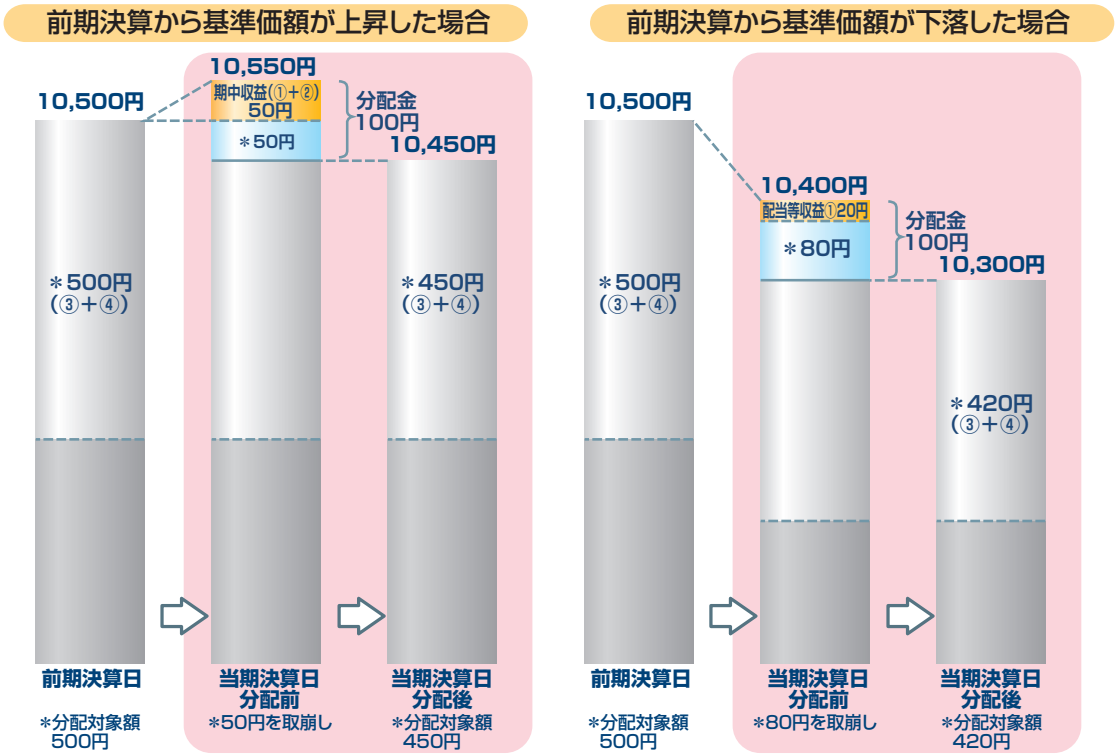

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

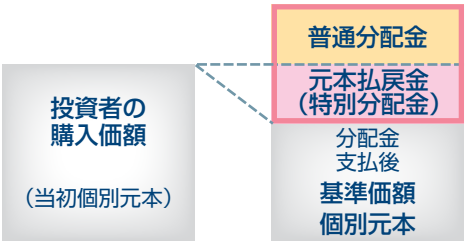

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

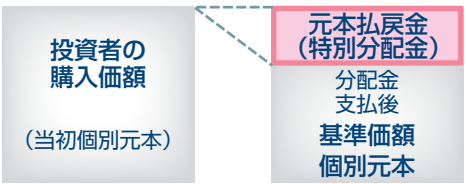

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
・元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式、不動産投信および債券を実質的な投資対象としますので、株式、不動産投信および債券の価格の下落や、株式、不動産投信および債券の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴なう不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- 新興国の株式、不動産投信および債券は、先進国の株式、不動産投信および債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の株式、不動産投信および債券は、先進国の株式、不動産投信および債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- 新興国においては、先進国と比較して、証券の決済・保管などにかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者などの固有の事由または政府当局による規制などにより、決済の遅延・不能などが発生する可能性もあります。これらの要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

○当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

○運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。

○上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

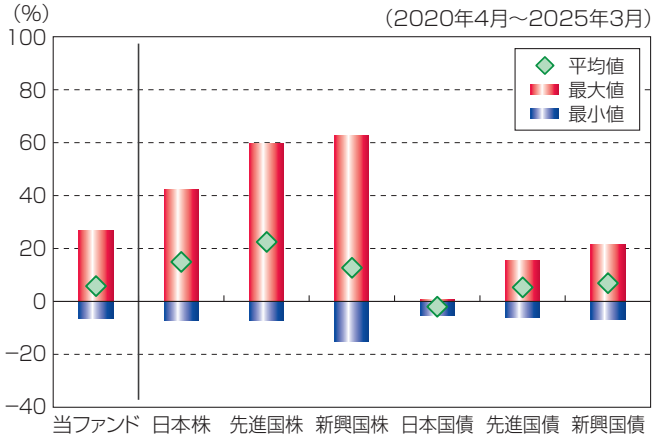

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	5.8%	14.9%	22.5%	12.7%	-2.0%	5.3%	6.9%
最大値	26.8%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-6.6%	-7.1%	-7.4%	-15.2%	-5.5%	-6.1%	-7.0%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大･最小･平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>
日本株……TOPIX（東証株価指数）配当込み
先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）
新興国株…MSCIエマージング･マーケット･インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル･ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

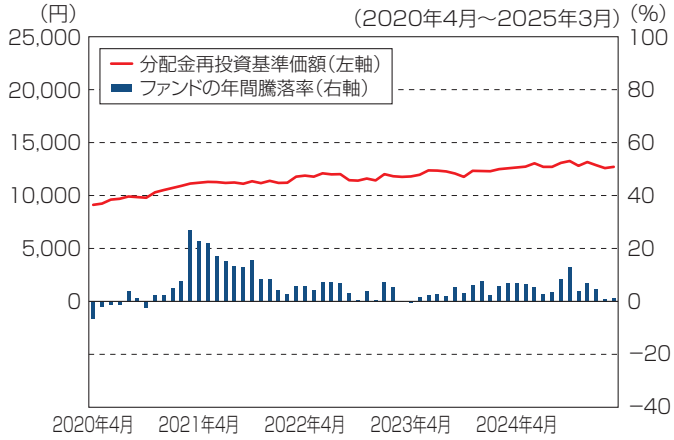

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2020年4月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

運用実績

2025年3月31日現在

基準価額･純資産の推移

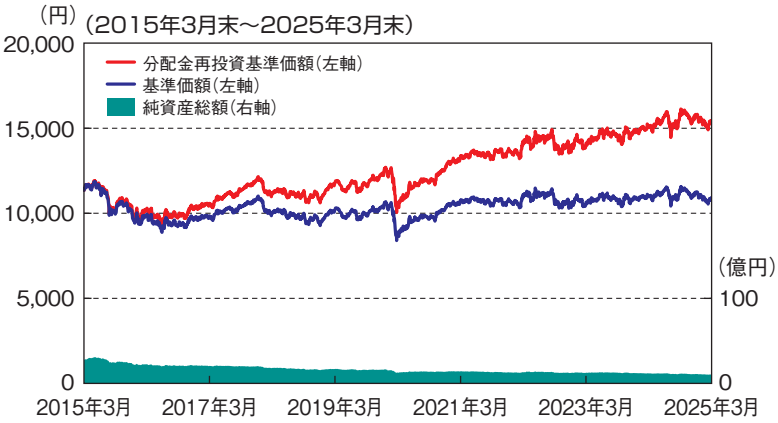

基準価額 ･････････････････10,764円

純資産総額 ･････････････････10.42億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2015年3月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	直近1年間累計	設定来累計
30円	30円	30円	30円	30円	360円	4,780円

主要な資産の状況

組入資産	投資対象	比率※1	銘柄名称	国･地域名	種類･業種	比率※2
アジア･ハイディビデンド･エクイティ･ファンド クラスA	アジア株式	23.5%	Tencent Holdings Ltd.	中国･香港	メディア･娯楽	9.1%
			Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.	台湾	半導体･半導体製造装置	7.0%
			Samsung Electronics Co Ltd Pfd Non-Voting	韓国	テクノロジー･ハードウェア	4.6%
			Hdfc Bank Ltd	インド	銀行	4.4%
			Alibaba Group Holding Ltd	中国･香港	一般消費財･サービス流通･小売り	3.3%
アジアンリートマザーファンド	アジアREIT	24.9%	CAPITALAND ASCENDAS REIT	シンガポール	不動産投資信託	9.5%
			CAPITALAND INTEGRATED COMMER	シンガポール	不動産投資信託	9.5%
			MAPLETREE LOGISTICS TRUST	シンガポール	不動産投資信託	9.4%
			LINK REIT	香港	不動産投資信託	9.1%
			KEPPEL DC REIT	シンガポール	不動産投資信託	8.7%
アジアンボンドマザーファンド	アジア債券	48.8%	HONG KONG GOVERNMENT(クーポン2.480%)	香港	国債証券	12.3%
			KOREA TREASURY BOND (クーポン3.750%)	韓国	国債証券	6.5%
			REPUBLIC OF PHILIPPINES(クーポン6.250%)	フィリピン	国債証券	6.1%
			THAILAND GOVERNMENT BOND(クーポン1.600%)	タイ	国債証券	6.0%
			MALAYSIAN GOVERNMENT(クーポン3.844%)	マレーシア	国債証券	4.7%
現金その他		2.9%				

※1:当ファンドの純資産総額比率です。※2:組入資産ごとの組入比率です。

年間収益率の推移

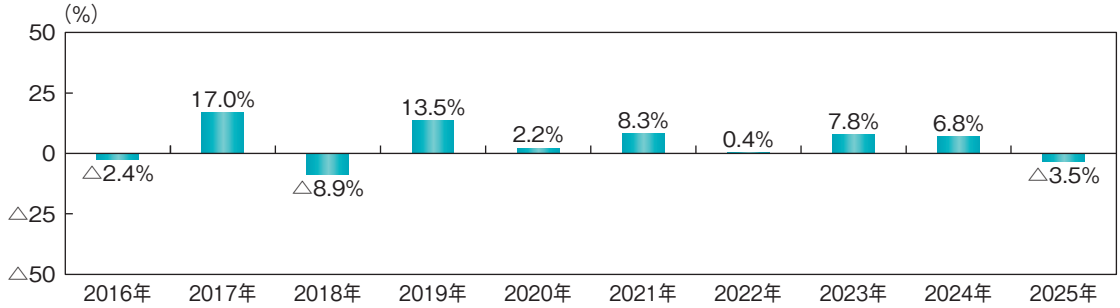

※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2025年は、2025年3月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年6月14日から2025年12月16日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・香港証券取引所の休業日 ・シンガポール証券取引所の休業日 ・香港の銀行休業日 ・シンガポールの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。以下同じ。）への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2028年3月14日まで（2007年6月29日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月14日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回（3月、9月）および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して提供されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	**購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%) 以内** ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	**換金時の基準価額に対し0.3%**

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

<table>
<tr><td rowspan="4">運用管理費用
(信託報酬)</td><td>当ファンド</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.309%(税抜1.19%)
運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。
＜運用管理費用の配分(年率)＞
<table>
<tr><td rowspan="2">販売会社毎の
純資産総額</td><td colspan="4">運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr>
<tr><td>100億円以下の部分</td><td rowspan="2">1.19%</td><td>0.48%</td><td>0.65%</td><td rowspan="2">0.06%</td></tr>
<tr><td>100億円超の部分</td><td>0.43%</td><td>0.70%</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>委託会社</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr>
</table>
※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※投資対象とする「アジアンリートマザーファンド」および「アジアンボンドマザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</td></tr>
<tr><td>投資対象とする
投資信託証券</td><td>純資産総額に対し年率0.1625%程度
※「アジア・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド クラスA」を25%組み入れると想定した場合の概算値です。
※この他に、投資対象とする「アジアンリートマザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td>純資産総額に対し年率1.4715%(税抜1.3525%) 程度
※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の
費用・手数料</td><td>諸費用
(目論見書の
作成費用など)</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額
目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。
※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</td></tr>
<tr><td>売買委託
手数料など</td><td>組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。
※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</td></tr>
</table>

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2025年6月13日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間:2024年9月18日～2025年3月14日

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
3.05%	1.32%	1.73%

※対象期間の運用･管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。
※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※ファンド（実質的な保有も含みます）がREIT（不動産投資信託）等に投資している場合、それらの保有にかかる費用は上記には含まれておりません。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

メモ

nikko am

Nikko Asset Management

FG